

六 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）

改正案	現行
第二十八条 商工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル為左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス 一、六ノ二（略） 七、有価証券（第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノヲ除ク第十二号及第二十八条ノ六第一項第一号ノ二ニ於テ同ジ）ノ売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引ヲ除ク）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又ハ外国市場証券先物取引（顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケ其ノ計算ニ於テ為スモノニ限ル）ヲ為スコト 八、十八（略） 十九、有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノ及短期社債等以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ依リ決済セラルルモノニ限ル次号ニ於テ同ジ）ヲ為スコト（第七号ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク） 二十（略） ②・③（略） ④第一項第七号、第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取	第二十八条 商工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル為左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス 一、六ノ二（略） 七、所属団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券ノ委託売買ヲ為スコト 八、十八（略） 十九、有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノ及短期社債等以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ依リ決済セラルルモノニ限ル次号ニ於テ同ジ）ヲ為スコト 二十（略） ②・③（略） （新設）

引」、「外国市場証券先物取引」又ハ「有価証券先渡取引」トハ夫々証券取引法第二条第八項第三号の二又ハ第二十一項乃至第二十四項ニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又ハ有価証券先渡取引ヲ謂フ ⑤ (略) ⑥ 第一項第十五号ノ「金融先物取引等」又ハ同項第十六号ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ夫々金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項ニ掲グル金融先物取引等又ハ同条第十二項ニ掲グル金融先物取引等の受託等ヲ謂フ (削る) ⑦・⑧ (略) 第二十九条 商工組合中央金庫ハ左ニ掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ 一 国債等又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有価証券ノ取得及証券取引法第二条第二十一項乃至第二十三項ニ規定スル取引ヲ為スコト 二 四 (略) ② (略)	④ (略) ⑤ 第一項第十五号ノ「金融先物取引等」又ハ同項第十六号ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ夫々金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項ニ掲グル金融先物取引等又ハ同条第十項ニ掲グル金融先物取引等の受託等ヲ謂フ ⑥ 第一項第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」トハ証券取引法第二条第八項第三号の二ニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取引ヲ謂フ ⑦・⑧ (略) 第二十九条 商工組合中央金庫ハ左ニ掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ 一 国債等又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有価証券ノ取得及証券取引法第二条第十八項乃至第二十項ニ規定スル取引ヲ為スコト 二 四 (略) ② (略)
--	--